

岩手県政 150 周年記念式典企画運営業務

業務仕様書

令和7年8月
岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県政 150 周年記念式典企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

岩手県は、明治 5 年 1 月 8 日に「盛岡県」から「岩手県」に改称されてから令和 4 年 1 月をもって 150 周年を迎え、また、明治 9 年 5 月 25 日の県域確定から令和 8 年 5 月で 150 周年を迎える。

県域確定から 150 周年の記念日となる令和 8 年 5 月 25 日（月）に、県民を挙げて節目を祝うとともに、次代を担う若者の参画も得ながら、岩手の歴史を振り返り、ふるさと岩手への誇りと愛着を醸成するとともに、岩手の未来を展望する機会とするため、「岩手県政 150 周年記念式典」を開催するもの。

2 本業務の概要

- (1) 業務の名称
岩手県政 150 周年記念式典企画運営等業務
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和 8 年 8 月 31 日まで
- (3) 委託上限額
7,365 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 本業務の仕様に関する事項

- (1) 県政 150 周年記念式典の開催
次の内容による記念式典を開催すること。
 - ア 開催日時
令和 8 年 5 月 25 日（月）14：00 から 16：30 頃まで
 - イ 開催規模
500 名程度の規模での開催とすること。
 - ウ 対象
国本省幹部職員、県選出国會議員岩手県内の市町村の首長及び議長、県議會議員、県政 150 周年実行委員会構成委員等 300 名。
なお、一般県民の入場も可能とすること。
 - エ 会場
トーサイクラシックホール岩手（県民会館）大ホール
- (2) 記念式典の企画
記念式典の開催内容については、基本的には以下の枠組みを想定しているが、より効果的なものとなるよう提案をすること。
なお、具体的な内容は、受託者からの提案を踏まえ、県と受託者で協議のうえ決定すること。

ア 基本構成

- (ア) 県知事挨拶
- (イ) 県議会議長挨拶
- (ウ) 祝辞
- (エ) 来賓紹介
- (オ) 県民栄誉賞、県勢功労者表彰受章者紹介

県民栄誉賞¹及び県勢功労者表彰既受章者²の功績を紹介するための演出（視覚や聴覚に訴える効果的なツールの活用など）を提案すること。

※¹過去の受賞者

氏名又は団体名(敬称略)	受賞年月日	業績
新日本製鉄株式会社 釜石製鉄所ラグビー部	S60.1.31	ラグビー日本選手権7連覇及び全国 社会人ラグビーフットボール大会7 連覇
日蔭 暢年	S60.10.2	世界柔道選手権大会における2連覇
三ヶ田 礼一	H4.2.24	第16回オリンピック冬季競技大会 ノルディック複合団体優勝
盛岡商業高等学校 サッカー部	H19.1.15	第85回全国高等学校サッカー選手 権優勝
花巻東高等学校 硬式野球部	H21.10.15	第81回選抜高等学校野球大会準優 勝及び第91回全国高等学校野球選 手権大会ベスト4
岩清水 梓	H23.8.8	F I F A女子ワールドカップドイツ 2011 優勝
小林 陵侑	R1.5.8	2018/2019 F I S スキージャンプワ ールドカップ個人総合優勝
	R4.5.5	第24回オリンピック冬季競技大会 ノーマルヒル個人優勝 2021/2022 F I S スキージャンプワ ールドカップ個人総合優勝

※²昭和55年度～令和7年度219名（うち団体7）が受章。なお、令和8年度の功労者も功績紹介に含めること（5月中旬頃に発表予定）。

(カ) 県政150周年記念行事

内容は次の項目を想定していることから、各項目について、県政150周年記念にふさわしい、心に残る企画を提案すること。ただし、出演者や企画内容は県より指定する場合があること。なお、出演者の招聘に要する経費は受託者が負担すること。

① 記念講演会

岩手県出身またはゆかりの講師のほか、県政150年の歴史や県勢発展の歴史など記念講演会にふさわしいテーマを提案すること。

② 小中高校生による県民の歌演奏、合唱

県内の小学校・中学校・高校から各1団体招聘すること。

③ 子どもたちのメッセージ発信

県が創立 150 周年を迎えた小学校と連携し実施した、児童の岩手県に対する夢や希望等を伺う「岩手・夢アンケート」の回答を活かすなど、未来の岩手に向けた子どもたちのメッセージを発信する企画を提案すること。

※「岩手・夢アンケート」について

児童が岩手の未来を考えるきっかけになるよう、子どもたちの夢・思いについてアンケート形式で募ったもの。

対象	令和 5 ～ 7 年度に創立 150 周年を迎えた小学校の 3、4 年生
回答数	令和 5 年度：31 校、1,646 名
	令和 6 年度：8 校、523 名
	令和 7 年度：17 校(予定)
質問項目	・岩手の好きなおところや自慢したいこと、ものは何ですか
	・岩手にあったらいいなと思うものは何ですか
	・大人になったら岩手でやってみたいことは何ですか
	・10 年後の岩手はどうなっていてほしいですか

(3) 記念式典の準備・運営等に関する業務

ア 業務内容

(ア) 県が選定する式典関係者に対する案内状の送付と出欠確認を行うこと。

また、一般参加者への開催周知、参加申込方法の設定、参加者の受付を行うこと。

(イ) 会場設営（大ホール吊り看板・会場外用立て看板の作成・設営、来賓席の壇上への設置、受付設置、会場内席番号の座席への貼付、演台用生花・花瓶の手配・設置、会場内案内看板の手配・設置を含むすべての業務）を行うこと。

(ウ) 来場者の誘導に必要なスタッフを配置（一部には県職員を配置）すること。

(エ) 受付業務（受付誘導用プラカード、受付所、会場入口付近装飾、来賓者胸章の手配・配付を含む）を行うこと。

(オ) 式典運営（司会進行、式次第、当日の式典構成に応じて必要な資料の作成・配布、誘導などを含むすべての業務）を行うこと。

(カ) 県と協議のうえ進行台本の作成、会場レイアウト、式典運営に必要な誘導・受付案内・医療救護そのほか必要なマニュアルを作成すること。

(キ) 県政 150 周年記念パネルをホワイエ等のスペースに展示すること（A0 判最大 25 枚）。

(ク) 式典をアーカイブ配信すること。

(ケ) 式典を記録（動画と写真）すること。

イ その他

(ア) 運営に必要な空調、什器・備品及び音響・照明などの設備、スタッフの

費用その他追加費については受託者が負担すること。ただし、次の会場、控え室の借り上げ費の費用及び付帯設備費については県が負担する。

5月24日（日）	9:00～21:30	大ホール
5月24日（日）	9:00～21:30	第1・2・3・4楽屋（大ホール）
5月25日（月）	9:00～21:30	大ホール
5月25日（月）	9:00～21:30	第1・2・3・4楽屋（大ホール）

(イ) 自由提案（任意）

式典演出及び会場の設えに関して、事業趣旨を踏まえた独自の提案をする場合には、その内容を記載すること。なお、自由提案の実施に要する経費も、2(3)委託料の上限額の範囲内とする。

(4) 成果物

ア 記念式典の記録（動画と写真）

DVD、CD-R等により提出すること。

イ 業務完了報告書

業務の企画、構成、成果内容等をまとめ、県に報告すること。

印刷物 1部

電子データ（PDF等に保存したもの） 1部

ウ その他本業務で作成したもののうち、発注者が提出を求めるもの

(5) 委託業務の実施体制等

本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にすること。

(6) 留意事項

ア 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること

イ 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

4 企画提案書の構成

参加者は、下記の提案項目について必要な書類を作成し、提案すること。

(1) 上記「3 業務の仕様に関する事項」に定める業務の内容に係る企画等の提案

(2) 本業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書

※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）

(4) 事業全体の実施スケジュール、実施体制

5 企画提案書の書式等

(1) 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4

判上綴じにまとめることとし、6 部提出すること。

- (2) 提出する企画提案は各者 1 案までとする。
- (3) 提案書提出後の追加、修正は原則認めない。
- (4) 提案書等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。
また、提出した企画提案書等については返却しない。

6 契約に関する条件

- (1) 再委託等の制限
 - ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。
- (2) 再委託の相手方
 - 受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。
- (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
 - ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ウ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。
- (4) 権利の帰属等
 - 本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。
- (5) 機密の保持
 - 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 個人情報の保護
 - 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 63 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (7) その他
 - この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。